

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【公表番号】特表2008-529257(P2008-529257A)

【公表日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【年通号数】公開・登録公報2008-030

【出願番号】特願2007-554160(P2007-554160)

【国際特許分類】

H 01 B 7/02 (2006.01)

H 01 B 9/06 (2006.01)

【F I】

H 01 B 7/02 H

H 01 B 9/06 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月30日(2009.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 複数の非絶縁ワイヤを含んでなるマルチストランドケーブルと、

b) ケーブルを外装する電気絶縁体とを含んでなる絶縁電力ケーブルであって、

電気絶縁体が、厚さが0.0625から0.5インチ(0.16から1.3センチメートル)であり、螺旋状に巻かれたクレーピングされたテープの複数の層を含んでなり、テープが、少なくとも50重量パーセントのアラミド材料を含んでなり、テープが、クレーピングされる前、1立方センチメートルあたり0.1から0.5グラムの密度を有する絶縁電力ケーブル。

【請求項2】

請求項1に記載のケーブルを含んでなる変圧器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

一実施形態において、本発明のケーブルは、変圧器内のケーブルとして有用である。本発明の別の実施形態は、本明細書で説明されるような絶縁マルチストランドケーブルを含んでなる変圧器である。

次に、本発明の好ましい態様を示す。

1. a) 複数の非絶縁ワイヤを含んでなるマルチストランドケーブルと、

b) ケーブルを外装する電気絶縁体とを含んでなる絶縁電力ケーブルであって、

電気絶縁体が、厚さが0.0625から0.5インチ(0.16から1.3センチメートル)であり、螺旋状に巻かれたクレーピングされたテープの複数の層を含んでなり、テープが、少なくとも50重量パーセントのアラミド材料を含んでなり、テープが、クレーピングされる前、1立方センチメートルあたり0.1から0.5グラムの密度を有する絶縁電力ケーブル。

2. ケーブル上に外装された電気絶縁体の密度が、1立方センチメートルあたり0.2から0.6グラムである上記1に記載のケーブル。

3. ケーブル上に外装された電気絶縁体の密度が、1立方センチメートルあたり0.3から0.5グラムである上記2に記載のケーブル。

4. アラミド材料が、アラミド繊維を含んでなる不織シートである上記1に記載のケーブル。

5. 不織シートがアラミド紙である上記4に記載のケーブル。

6. アラミド材料がメタ-アラミドポリマーである上記1に記載のケーブル。

7. メタ-アラミドポリマーがポリ(メタフェニレンイソフタルアミド)である上記6に記載のケーブル。

8. アラミド材料がパラ-アラミドポリマーである上記1に記載のケーブル。

9. メタ-アラミドポリマーがポリ(パラフェニレンテレフタルアミド)である上記6に記載のケーブル。

10. 複数の非絶縁ワイヤが、複数の束の形態で存在する上記1に記載のケーブル。

11. マルチストランドケーブルが、8 AWGから1000 MCMのサイズを有する上記1に記載のケーブル。

12. 上記1に記載のケーブルを含んでなる変圧器に有用なケーブル。

13. 上記1に記載のケーブルを含んでなる変圧器。